

令和3年11月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年11月2日（火）午前10時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 奥 真弥 |
| 教育長職務代理者 | 赤坂 敏明 |
| 委 員 | 山下 潤一郎 |
| 委 員 | 中村 スザンナ |
| 委 員 | 甚野 益子 |
| 委 員 | 石崎 貴朗 |
| 委 員 | 谷口 朋 |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- | | |
|-------------------|-------|
| 教育部長 | 本道 篤志 |
| スポーツ推進担当理事 | 樫葉 浩司 |
| 教育総務課長 | 田倉 元 |
| 教育総務課学校施設担当参事 | 福島 敏 |
| 教育総務課教職員担当参事 | 山岡 史賢 |
| 教育総務課学校給食担当参事 | 杉浦 勇人 |
| 学校教育課長 | 藤原 義弘 |
| 学校教育課学校指導担当参事 | 和田 哲弥 |
| 学校教育課人権教育担当参事 | 渡辺 健吾 |
| 生涯学習課長 | 大引 要一 |
| 青少年課長 | 中岡 俊夫 |
| スポーツ推進課長 | 山路 功三 |
| (庶務係) 教育総務課長代理兼係長 | 山本 建志 |
5. 本日の署名委員 委 員
- | | |
|--|-------|
| | 甚野 益子 |
|--|-------|

議事日程

(報告事項)

報告第28号 教育委員会後援申請について

報告第29号 教育委員会後援実施報告について

報告第30号 不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドラインについて

(学校教育課)

議案第29号 泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について (スポーツ推進課)

議案第30号 泉佐野市民テニスコート条例の一部を改正する条例制定について

(スポーツ推進課)

議案第31号 泉佐野市民テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則について

(スポーツ推進課)

(午前10:00開会)

奥教育長

ただ今から令和3年11月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は甚野委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります前に、10月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

中村委員

10ページから11ページにかけての部分ですが、10ページの最後に私の発言が始まっていて11ページになると甚野委員の名前になっていますが、そこも私の発言した部分だったので、訂正をお願いします。

田倉教育総務課長

はい、申し訳ございません。かしこまりました。

甚野委員

13ページの私が発言させて頂いている部分で、最後の行の「せめる」という漢字が違っていません。

奥教育長

はい、わかりました。有難うございます。他ございませんか。

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、赤坂委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第28号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料28に基づいて説明。

新規1件、継続3件、計4件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

中村委員

一番初めの新規の部分で、我が心のノスタルジアについてですが、参加対象者の年齢層と参加費の詳細がわかれば教えて頂きたいのですが。

大引生涯学習課長

参加対象者は一般の方ですが、曲目はかなり懐かしいもので、フライヤーはグミーのテストモデルのものがまだ届いていないので、もともとビッグアイという堺の会場でしておられた講演と1月に吹田でされる講演の分はまだ案の段階ですが頂いています。かなり古い昭和歌謡の「コーヒールンバ」とか「真夜中のブルース」とか本当に懐かしの歌謡曲なので、おそらく対象になれる方は高齢者なのかなと思います。ただ一般の方も世界の名曲とかもありますので、どなたが入って頂いても構わないという形になります。今回、万博の開催記念で大阪府の文化振興施設を順番に回っていく様なツアー形式で、その2回目に泉佐野市に来るというお話です。ただツアー形式は変わらないですけど全体としては万博までの間ずっと回っていくという形になっていて3月の今回申請を出させて頂いている分は泉佐野市に初回で来るのでどこの自治体も一回目行くときはチケットの金額を下げています。2回目を4か月後もしくは半年後くらいに計画されるようで、そのチケットは2500円、通常料金でビッグアイであれば2500円なので2500円にしてという形という風に聞いています。以上です。

奥教育長

他にごございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第28号を終わります。

次に、報告第29号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

報告第29号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料29「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回1件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第29をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第29号を終わります。

次に、報告第30号「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドラインについて」を議題といたします。報告をお願いします。

和田学校教育課学校指導担当参事

報告第30号【不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン】について、ご説明させていただきます。

1. 策定の趣旨、をご覧ください。各学校においては、不登校児童生徒への支援のため、家庭訪問、教育相談、別室登校や放課後登校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、教育支援センター「さわやかルーム」「シャイン」との協働等、個々の不登校児童生徒や学校の状況に応じた取組みを進めておりますが、不登校児童生徒の中には、フリースクールなどの民間施設を居場所としている子どももいるため、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や「不登校児童生徒への支援の在り方について」が求めている民間施設との連携が必要との認識のもと、これを円滑に進めるため、民間施設に関するガイドラインを策定することとしました。

本ガイドラインでは、民間施設における不登校児童生徒への相談・指導に関することや、校長が指導要録上の出席扱いを判断する際に留意すべき点についても示しています。

次に、2. 民間施設について、をご覧ください。このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、市教育委員会として留意すべき点を目安として示したものです。

(1)では実施主体について、(2)では事業運営の在り方と透明性の確保について、(3)は相談・指導の在り方について、(4)は相談・指導スタッフについて、(5)は施設、設備について、(6)は学校、教育委員会と施設との連携について、(7)は家庭との関係について、留意すべき点を目安として示しております。

最後に、3. 出席扱いの考え方とその要件、をご覧ください。出席扱いの考え方につきましては、『不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において相談・指導を受け、学校復帰や社会的な自

立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もおり、このような努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができる』というものです。

出席扱いの要件につきましては、基本的な要件を3点示しておりますが、その要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立をめざすものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。

泉佐野市内にも、新たにフリースクールが開校しましたが、今後はこのガイドラインに則り、保護者ならびに当該施設・学校・教育委員会が連携し、子どもたちに不利益が生じないよう取り組んでまいります。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

赤坂委員

文科省からの不登校児童生徒への支援のあり方についてという通知をもとに、一番は策定の趣旨の中では泉佐野市としての趣旨を書いておりますが、2の民間施設と3の出席扱いの考え方の要件については文科省の通知通りというかそれに添付する資料の中の文面とほぼ同じ文面、内容だと思っております。文科省から行政、自治体へ下ろしてきたガイドラインで、各自治体はこういうガイドラインに基づいて施策をなさよという考えだと思っておりますが、そこから泉佐野市がガイドラインを施策していく文面というか、これからそれを利用する不登校児童を抱えられている保護者向けの案内というかこれからの施策になると思っておりますが、そういうこともお考えになられているのかどうかを聞きたいです。まあ言えばわかりやすいパンフレットを配布するとか、そういう風な施策は考えておられるのかを聞きたいです。

和田学校教育課学校指導担当参事

現段階ではそこまでは考えていないのですが、他の自治体、都道府県や市町村を見ますとうちみたいに簡素にガイドラインそのものをお示しされている所もあれば、今、赤坂先生がおっしゃられたみたいにパンフレットを配るような形のものもあり、どちらの形もあるということだったので、今回は取り急ぎガイドラインをまずは策定ということをさせていただきました。

赤坂委員

それは結構なことだと思いますが民間施設についての最後の文面で「各施設における活動を総合的に判断することが大切です」というのはどこに呼びかけられているのかといえば、初めはこの文科省から下りてきたものにこういう事ですよとされている文面だと思っておりますが、次下りていく

のは民間施設及び対象の子ども達や保護者になりますからね。次に呼びかけるガイドラインを示す新しい案内が必要になってくるのではないかと考えて質問させていただきました。

色々図で示されたりしている自治体のガイドラインを2、3見させてもらったら、やはり必要とされている方に対して、このガイドラインがわかりやすく説明がなされている文面になっていますので、そういうこともこれから必要になってくるのではと思って質問させていただきました。

和田学校教育課学校指導担当参事

おっしゃられることはよくわかりましたが、今後ガイドラインに基づいてそれぞれ家庭、子ども達に分かりやすいものをとということで検討はしていきたいと思います。

奥教育長

そもそも今回民間でそういう施設ができたということは、本市としましても勿論不登校は非常に大きな課題ですし、それを解決するために学校もしっかり取り組んでくれているし、2つの教育支援センターで目標は学校復帰、集団生活を目指しているのですが、そこにかからない子供達もいますし、その為に全国津々浦々民間のフリースクールもあるという我々の認識でございまして、したがってこのガイドラインを作成させて頂いたのもあくまでも学校としっかり連携させて頂いて保護者、学校それから民間がしっかり連携した上で学校教育にきちっとそれが位置づけられるかどうかを見ていくためのガイドラインということで設定させて頂いています。だからこれについて、ガイドラインを作ったからといって民間施設をこんなのがありますよという周知は別にしないつもりです。あくまでも対象になった子ども達が色々な相談をする中で教育支援センターもあるというところが本義ですけれども更にどうしてもという場合には学校にも勿論、我々も周知しますし、こういう民間のフリースクールもありますよということで、その中で保護者が最終的に判断されたらそちらのほうに行くことも選択肢としてあるということで、このガイドラインについてはおっしゃられるように分かり易くこういうガイドラインを作ったということで一般の方にも分かり易いように工夫はこれからしていかなければならないと思いますが、民間施設を直接何かそれに取り込んでそれに対してやっていくということは無いですということのご認識をお願いしたいです。

赤坂委員

不登校の子どもの、何故不登校になったかのカテゴリー分けとか色々ケースが考えられると思うのですが、非行的な事で不登校になったとか、人間関係で同級生、先生などと地域社会で孤独感を味わったりして不登校になったとか色々な不安要素とか複合的なこともあるでしょうし、そういうのを適切な施設へ民間であれ公的な施設であれ導いていく仕分けを行政、教育委員会、学校が導きやすいような方向でいかないといけないと思いますので、それに大まかなガイドラインを文科省が作って各行政に通知として下りてきたと解釈しています。それからが大事だと思いますのでその点よろしくお願いしたいです。これは報告事項ですので要望、意見として申し上げておきたいと思っています。

奥教育長

確かにおっしゃられることはよく分かります。ただ不登校対策として更に民間施設もありますよと言うのではなくて、それは色々なケースによってはそういうことも出てくるということで、初めから教育支援センターが2つあって民間施設もありますよという風な事を周知する必要はなくて、それぞれのケースで個別に検討していく課題だというふうに考えております。ガイドラインは文科省が案として示したものであって、これを必ず作ってやりなさいということは言ってないので、それは自治体がきちっと判断してさせて頂いています。

赤坂委員

自治体の消化する新しい施策はやっぱり必要になるし、民間施設が南大阪、泉州地域ではまだ非常に少なく、泉佐野でもさっき紹介して頂いたパンフレットの施設ができたということなのですが、民間施設にも色々あって、過去には風の子学園事件とか戸塚ヨットスクール事件などありましたので、保護者もそういう民間施設がどういう施設なのかを詳しく知りたいと思います。ガイドラインは否定しているのではなくて、これを膨らませていけばいいと思いますので、そういう面をこれからの課題としてやっていって頂けたらいいなということで申し上げました。

中村委員

既存の教育支援センターの「さわやか」と「シャイン」のパンフレットが2種類あるのですが、かなり何年も前から改正されてない様子なので、刷新していただきたいことと、本当は既存の学校に通わせたいのが大前提なのですがフォローアップの施設として用意しているのであれば、民間のフリースクールもできたことですし相乗効果で両方が刺激しあって子ども達のためになるような居場所づくりをしていただけたらという私の要望です。

甚野委員

年々不登校の児童生徒が増えているのは実際現実問題だと思います。その中で今言われたように学校とフリースクールとかそういう生徒は別物という風な考えが大きくなるように思います。学校がしんどいなと思った時にもっと気軽に行けるところでないと、そこだけ特別な感じで少し行きづらいという雰囲気は今現在あるかなと思ったりしますので、そういう敷居は少し低くして頂ければ、行き来しやすく、子どもが学校を卒業できる可能性も大きくなるのではないかという風に思いました。

奥教育長

他にございませんか。

赤坂委員

このガイドラインは不登校の児童生徒に対する対応のものなので、不登校児童を発生させないというものについても、文科省の通知の中で謳われていると思いますので、両軸が動いてこそ不登校

児童に対する問題解決になると思います。それぞれの施策も同時に動かしていかなければならないと思いますので意見として申し述べておきたいと思います。

和田学校教育課学校指導担当参事

有難うございます。学校の不登校だけの事ではなくて、分かりやすい授業をするであるとか子どもが安心して過ごせる場所であるとか、安心安全の確保であるとか、何でも話せる関係の集団作りというか、自己肯定感を高めたりとかという取り組みは各校でしておりますし、引いては不登校の未然防止に繋がることになるし暴力行為やいじめを防ぐことになっていくかなと思います。それぞれ各校で取り組みは進めているのですが、なかなか本市の中で不登校の課題は大きいという現状があります。ここ去年、今年とコロナの関係もありまして不登校がなかなか減らないという現状があるのは重く受け止めております。今頂いたご意見のとおり未然の防止をしながら、もしなった場合にはそのように適切に対応していくという両軸でこれからも取り組みを進めて参りたいと思います。よろしく願いいたします。

赤坂委員

はい、有難うございます。

奥教育長

まあ非常に大きな課題ですので本当に本市としましては、保護者、家庭、それから民間、地域それから学校がしっかり連携しながら、勿論、不登校は出さない、それから不登校になってもそれから社会で生きていく力、自己肯定感をしっかりつけてという風な道、方法もしっかり育てていってあげなければいけないですし、子どもの未来のために共に考えていかなければならないという風に思っておりますのでよろしく願いいたします。また私達もまだ全然見せて頂いていないので機会を見てその施設については見学をさせて頂いて、その時に教育委員さんも一緒に行っていただければと考えていますので、よろしく願いします。

他にございませぬか。

無いようでございますので、以上で報告第30号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第29号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

議案第29号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定」について、並びに同条例の新旧対照表をご覧ください。

第一小学校の海側へ200メートルほど行った、りんくう往来北2番地の71に現在市営プールを建設しています。来年度の夏休み中に一般開放するために条例制定が必要になります。

第1条の2の表、名称及び位置で「泉佐野市日根野プール」の名称を「泉佐野市立日根野市民

プール」に改め、その項の次に「泉佐野市立りんくう市民プール」を加えるとともに、その下の方にあります別表では、「泉佐野市立日根野市民プール」の項に「泉佐野市立りんくう市民プール」を加えるというものです。附則としまして、この条例は令和4年4月1日施行するとしております。

「日根野市民プール」と「長南中学校プール」は、他の学校プールと違って市営プールになりますが、「長南中学校プール」は近々学校プールとして建て替えの予定になっていますので、順序を「日根野市民プール」の次に「りんくう市民プール」としています。
ご承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

中村委員

他の自治体でもこのプールの条例を参考にされていると思いますが一般市民の素朴な疑問として、使用の許可とか使用の制限とかはあるのですが、使用の時期、年間通しての何月から何月までとかの決め方は他の自治体は無いのでしょうか。

山路スポーツ推進課長

確認はしているのですが今は失念しておりまして申し訳ございません。

中村委員

やっぱり学校のプールが大半なので授業で使うというのも分かるのですが、過去を遡っていくと健康増進センターのプールを使っていた時は5月とか6月の担当の小学校とかもあったので、それとはまた別でこの時期使いますというのは学校側が決めていると思うのですが、一般市民の方はやっぱり夏休み期間中しか使えないという認識になりますよね。これを見られる方は少ないとは思いますが少し気になりましたので、これから調べて頂いて分かり次第また次回でも教えて頂けたらと思います。お願いいたします。

本道教育部長

「条例」と「条例の施行規則」というのがございまして、施行規則の第二条がプールの公開期間というのが定められています。そこに毎年7月1日に開いて9月10日に閉じると規定されているのですが、プールによって違いますよね。

檜葉スポーツ推進担当理事

学校プールは学校水泳が優先で、夏休みの学校が使わない期間に市営プールとして一般開放させていただくということなので、規則では7月1日から9月10日になっていますが、子ども達が学校に行っている間開けても仕方ないので実際は夏休み中に一般開放させて頂くのが実情ということなんです。

中村委員

数年前にも質問させていただいたのですが、夏の時期が9月に入っても暑かったりするので9月はやっぱり学校の授業が始まるから一般の市民の方も使えないということですよ。

極葉スポーツ推進担当理事

今年もいくつかあったのですが、夏休みが終わってからも学校水泳を7月に中止だった予備日として予定している学校もございまして、やっぱり学校水泳が夏休み明けでも使われる予定の所があるということで、結局使われなかったのですが、そちらを優先という事なので、確実に空いている期間というのは夏休みということになりますので、そこで一般開放します。ただお盆を過ぎますと一般の方の客足が鈍ってくるのが実情でして、お客様が来なくても当然ランニングコスト、人件費もかかるということで夏休み中が多くの方来られるので今の所夏休みということでお願いします。

中村委員

はい、わかりました。

奥教育長

一般開放しているプール、期間等の情報は広報していますか。

極葉スポーツ推進担当理事

はい、市報で。あと今年はホームページでも広報しています。

奥教育長

よろしいでしょうか。他いかがですか。

無いうでございまして、議案第29号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第30号「泉佐野市民テニスコート条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

議案第30号「泉佐野市民テニスコート条例の一部を改正する条例制定」及び同条例の新旧対照表をご覧ください。

これまで当課が所管しています長滝テニスコートや道路公園課の所管になるりんくう中央公園テニスコートなどがありますが、新町の方にテニスコートのコート面は完成しているのですが、トイ

レや事務室、シャワーもある更衣室などの建物はこれから建設して、1月末頃竣工予定、2月のオープン予定で工事が進められております。

市民にご利用いただくために現在のテニスコート条例を改正する必要がありますので、第2条の長滝テニスコートの項の次に、名称を新町テニスコート、位置は泉佐野市新町二丁目5187番地の104を加えます。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、新町は本来何丁目何番何号という住所の表記になるのですが、建物が建っていないと住居表示の申請をすることができませんので、このような表記になっております。

また、別表中、長滝テニスコートの次に新町テニスコートを加え、1面1時間630円、照明施設は1面1時間420円、シャワー設備は時間の記載がありませんが1回5分で100円になります。

ご審査の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

奥教育長

ただいまの説明で、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

中村委員

質問ですが、以前上瓦屋の航空神社の辺りにあったテニスコートはいつ頃無くなって現在はどうなっているのか、進捗状況が気になって質問させていただきました。

山路スポーツ推進課長

上瓦屋のいこらも一から熊取への道の、国道26号線の山側に消防署がございまして、その消防署の奥、大阪側にテニスコートがあったのですが、そこは照明設備もなくて結構老朽化しておりましたので平成31年3月末頃に上瓦屋のテニスコートを廃止しまして、今は住宅を建設中だということです。

中村委員

平成31年3月時点で無くなっていたということですね。

山路スポーツ推進課長

平成31年3月末で閉鎖しましたが、利用自体は平成30年5月末まででした。

中村委員

わかりました。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第30号「泉佐野市民テニスコート条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第31号「泉佐野市民テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

議案第31号「泉佐野市民テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則」及び同条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。

第7条で、長滝テニスコートには照明設備がありませんが、新町テニスコートには照明設備がありますので、「使用時間は、長滝テニスコートが午前7時から午後7時（冬期は午後5時）まで、新町テニスコートが午前9時から午後9時までとする。ただし、委員会が必要であると認めたときは、これを変更することができる。」と改正するのみです。

ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

ただいまの説明で、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

無いようでございますので、議案第31号「泉佐野市民テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きましてその他で何かございますか。

甚野委員

今回、泉佐野図書館便りを入れて頂いているのですが、ぱっと見た感じがすごく見やすいと思いました。今回貸出冊数が10点から15点というのと、泉佐野市民だけであったのがカードをお持ちの方という風には書き方が凄くよくて一目で数字が目に入ってきて何かなどと思って気が付かれるような書き方をされているので図書館便りを見ようかなと積極的に思えるような作成だと思いました。

大引生涯学習課長

ありがとうございます。かなり問い合わせもたくさん頂いておりまして市報にも載せていただいたのですが、泉佐野市の読書通帳と宮脇先生のブックカバーとか色々今月は載って読書推進月刊と

ということで、かなり事前に問い合わせを頂いていまして今まで緊急事態宣言が出ているときに3週間10冊を、4週間20冊で菓ごもり応援キャンペーンをしていたので、それをしていたときにヘビユーザーの方からは元々10冊は少ないというお話を頂いていまして先月、3週間15冊とさせて頂いています。皆様のご利用もお待ちしています。よろしく願いいたします。

奥教育長

他にございませんか。

中村委員

給食の献立表を見させて頂いて質問ですが、中学校の給食センターで24日は和食の日と書いていたのですが、小学校の24日は和食の日というお知らせが無かったものですから、兄弟で通われているご家庭とかでこの話題を保護者や子どもがするかわからないですが、何故小学校には載ってないのでしょうか。小学校は違うという解釈でよろしいですか。

奥教育長

他の所で和食の日は毎月1回設定しているのですか。

中村委員

11月24日は和食の日と書いているので。毎週水曜日は中学校ではパンの日だから25日に和食献立にしましたという説明があったのが少し気になりました。

奥教育長

作っているものが違うので同じ設定かどうかかわからないですけど。

中村委員

小学校が和食の日だよというのが23日は勤労感謝の日ですというお知らせを載せていただいています。

奥教育長

和食の日と書いていたのですかね。

榎葉スポーツ推進担当理事

11月24日ですかね。いい日本食ということで、全国的に和食の日ということのようです。

奥教育長

また後でよろしいでしょうか。

他にございませんか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

では私の報告事項についてはまた後ほどお話しさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次回の12月の定例教育委員会会議は令和3年12月7日火曜日、午前10時から、市役所4階
庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後10時58分閉会)